

平成27年度 授業シラバスの詳細内容

科目名(英)	憲法B (Constitutional Law B)	授業コード	E017051
担当教員名	鈴木 照夫	科目ナンバリングコード	E30504
配当学年	3	開講期	後期
必修・選択区分	選択	単位数	2
履修上の注意または履修条件	他の科目の修得を履修条件とすることおよび人数制限は行いません。		
受講心得	<ul style="list-style-type: none"> ・講義内容をしっかりとノートにとってください。 ・私語をしないようにしてください。 ・携帯電話等は電源を切って鞆の中にしまっておいてください。 ・六法その他日本国憲法の条文を参照できるものを持参してください。 		
教科書			
参考文献及び指定図書	「憲法」 芦部信喜著 高橋和之補訂(岩波書店)		
関連科目	日本国憲法、憲法A、行政法、労働法 I A、労働法 I B、労働法 II A、労働法 II B		

授業の目的	日本国憲法は、専断的な権力制限して広く国民の権利・自由を保障するという立憲主義の思想に基づく憲法です。この立憲主義の考え方をしっかりと身につけたうえで、日本国憲法の内容、現実の社会における運用を理解することを目的とします。
授業の概要	憲法Bでは、経済的自由権、人身の自由、国務請求権、参政権および統治機構を取り扱います。

○授業計画	
学修内容	学修課題(予習・復習)
第1週：オリエンテーション・経済的自由権(1) 講義の到達目標、授業計画、教科書・参考図書、受講上の注意事項、評価方法などについて説明します。引き続き憲法22条が保障する職業選択の自由および居住・移転の自由について学びます。	ノート整理 判例検討
第2週：経済的自由権(2) 財産権の保障について、その意義、財産権の制限と補償について学びます。	ノート整理 判例検討
第3週：人身の自由 人身の自由の基本原則、被疑者の権利、被告人の権利について学びます。	ノート整理 判例検討
第4週：国務請求権 国務請求権は受益権とも呼ばれますが、その内容をなす、請願権、裁判を受ける権利および国家賠償・補償請求権について学びます。	ノート整理 判例検討
第5週：参政権 参政権の意義・内容ならびに選挙権の法的性格および要件について学びます。	ノート整理 演習問題
第6週：社会権(1) 生存権の法的性格について学びます。憲法25条や13条を根拠にして主張される環境権について考察します。さらに、教育を受ける権利について解説します。	ノート整理 判例検討
第7週：社会権(2)	

労働権および労働基本権について学びます。とくに労働基本権に関しては、公務員労働基本権の制限の問題について裁判例の変遷も見ながら考察します。		ノート整理 判例検討
第8週：国会(1) 統治機構の基本原理の一つである権力分立の原理についての理解を深めます。さらに、国民の代表機関、国権の最高機関、唯一の立法機関、という国会の地位について学びます。		ノート整理 演習問題
第9週：国会(2) 国会の組織と権限、議員の地位、国会の活動について学びます。		ノート整理 演習問題
第10週：内閣 内閣の国政上の地位および組織と権能、さらに立法権と行政との関係について、日本国憲法が採用している議院内閣制について学びます。		ノート整理 演習問題
第11週：裁判所(1) 司法権の意味、司法権の限界について考察します。次いで、裁判所の組織と権能、司法権の独立について学びます。		ノート整理 判例検討
第12週：裁判所(2) 司法権の限界について学びます。		ノート整理 判例検討
第13週：財政・地方自治 財政に関して、財政民主主義、租税法律主義の原則について学びます。さらに、地方自治の本旨、地方公共団体の機関、条例など地方自治制について理解します。		ノート整理 演習問題
第14週：違憲審査制 憲法保障制度を概観した後、事後的救済としての違憲審査制について学びます。		ノート整理 判例検討
第15週：憲法改正手続 憲法改正手続と限界について学びます。日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)についても解説します。		ノート整理 演習問題
第16週：期末試験 第1週から第15週までの内容について試験を実施します。		ノート・資料整理
授業の運営方法	(1)授業の形式	「講義形式」
	(2)複数担当の場合の方式	
	(3)アクティブ・ラーニング	
地域志向科目	カテゴリー III：地域における課題解決に必要な知識を修得する科目	
備考		

○単位を修得するために達成すべき到達目標	
【関心・意欲・態度】	身近な社会関係において、憲法の果たす役割を考えることができる。
【知識・理解】	日本国憲法の内容、現実社会における運用について基本的知識を身につけている。
【技能・表現・コミュニケーション】	現実社会において憲法が果たす役割を的確に説明することができる。
【思考・判断・創造】	立憲主義の考え方を身につけ、その上で憲法の今日的課題について論理的に考えることができる。

○成績評価基準(合計100点)	合計欄	100点
------------------------	-----	------

到達目標の各観点と成績評価方法の関係および配点	期末試験・中間確認等 (テスト)	レポート・作品等 (提出物)	発表・その他 (無形成果)
【関心・意欲・態度】 ※「学修に取り組む姿勢・意欲」を含む。	10点		
【知識・理解】 ※「専門能力(知識の獲得)」を含む。	70点		
【技能・表現・コミュニケーション】 ※「専門能力(知識の活用)」「チームで働く力」「前に踏み出す力」を含む。	10点		
【思考・判断・創造】 ※「考え抜く力」を含む。	10点		
<p>(「人間力」について)</p> <p>※以上の観点に、「こころの力」(自己の能力を最大限に発揮するとともに、「自分自身」「他者」「自然」「文化」等との望ましい関係を築き、人格の向上を目指す能力)と「職業能力」(職業観、読解力、論理的思考、表現能力など、産業界の一員となり地域・社会に貢献するために必要な能力)を加えた能力が「人間力」です。</p>			

○配点の明確でない成績評価方法における評価の実施方法と達成水準の目安	
成績評価方法	評価の実施方法と達成水準の目安
レポート・作品等 (提出物)	
発表・その他 (無形成果)	